

教育委員意見交換会

日時 令和5年1月27日(金) 午前9時15分～午後1時00分

場所 堺市役所 高層館10階 教育委員室

出席者 粟井明彦教育長、河盛幹雄委員、宮本功委員、新谷奈津子委員、鈴木真由子委員、長田翼委員
(事務局)山寄久樹教育次長、長山秀基教育監

中山真裕美教委総務部長、岩井伸司教委総務課長、
富岡重幸教職員人事部長、志波政宏教職員人事課長、
竹内新学校教育部長、桑田裕介教育課程課長、
川端一生生徒指導課長、迫川智幸学校教育部参事、
藤本慎也教育センター所長、成澤淳一学校 ICT 化推進室長、
幸田友美企画相談課長、増田達彦学芸課長、
橋本宏司教育政策課長、至田義朋教育政策課長補佐、楠本奈央子教育政策課企画係長

案件

- ・堺市博物館条例等の一部改正について
- ・施設予約システムの利用に伴う教育委員会規則の改正について
- ・令和4年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰候補予定者及び表彰式の開催について
- ・堺市立高等学校教員(商業)採用選考試験の募集結果について
- ・令和6年度(令和5年度実施)堺市立学校教員採用選考試験について(案)
- ・堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
- ・2月補正予算(令和4年度堺市一般会計補正予算)について
- ・令和5年度当初予算について
- ・令和5年度堺市立学校園運営における指針について
- ・犯罪予告の記載があった脅迫メールに対する対応について
- ・堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部改正及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例の制定について
- ・第2回総合教育会議について

・堺市博物館条例等の一部改正について

令和5年4月1日に博物館法が改正されることを受け、堺市博物館条例等の一部改正を行い、規程の整備や博物館資料のデジタルアーカイブ化を行い公開することを説明。

(主な意見)

・改正の内容について、改正後(案)の「電磁的記録を作成し、公開すること」と、現行の「情報の交換を行うこと」は目的が違うと思う。電磁的記録の公開は来館者へ提示するための一方向のものであるが、情報の交換は双方向のものである。現行の条例にあるこの文言を削除しても問題ないのか。

⇒情報の交換は博物館活動の運営で日常的に行うことであり、文言を削除しても博物館の運用自体は変わらない。改正趣旨を踏まえて削除を行うものである。

・「電磁的記録を作成し、公開すること」とは、博物館の収蔵品がスマートフォン等でも鑑賞できることだと思うが、

本市はすでに実施しているのではないか。

⇒本市博物館収蔵品は、令和3年度からスマートフォン等から鑑賞できるようになっている。今回の博物館法改正で、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」の文言が追加されたことをふまえ、条例改正を行うものである。

・施設予約システムの利用に伴う教育委員会規則の改正について

堺市施設予約システムのリニューアルに伴い、関係規則の改正を行う。DXの推進に向け、これまでは有料施設のみオンラインで仮予約を行えていたものが、有料・無料に関わらず仮予約できる(一部は本予約も可能)ように運用変更され、従来の予約方法との併用が予定されていることや、クレジットカードによるオンライン決済、マイページでの状況確認も可能になることを説明。

(主な意見)

・本予約まで完結するかどうかは、施設によるのか。

⇒指定管理者が運営している施設は、本予約やクレジットカードによるオンライン決済を予定している。

・令和4年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰候補予定者及び表彰式の開催について

児童・生徒の部の表彰については、文化活動、スポーツ等の優秀な成績をおさめた児童・生徒の栄誉を称えるため行っていること、表彰式は3月18日(土)に東文化会館で予定していることを説明。

(主な意見)

・特になし

・堺市立高等学校教員(商業)採用選考試験の募集結果について

堺市ホームページへの掲載、報道提供、民間の転職サイトへの記事掲載等も行ったが応募がなかったこと、欠員については講師を任用して対応することを説明。

(主な意見)

・高等学校教諭普通免許状(商業)を持っている方がそもそも少ないため応募がないのではないか。

⇒全体的に教員の成り手不足の中、商業の免許を有する教員については各自自治体で人員確保に苦慮している。人員確保のためどのような方策があるか考えたい。

・令和6年度(令和5年度実施)堺市立学校教員採用選考試験について(案)

特別支援教育のニーズが高まっている中、専門性を有する人材が求められていることや、教員志望者が減少している中、多様な人材の確保が必要となることなど、教員採用選考試験の受験者数の増加を図っていかねばならない。その対応に向け、試験制度を変更することを説明。

(主な意見)

・採用された教員の現状確認を行ったり、研修でのフォローアップを行ったりすることも必要になると思う。

⇒採用された教員と採用担当者が集まる場があり、情報交換をしながら課題整理等を行って、採用や研修に繋げている。

・採用選考試験の募集要項の中で、求める能力・経験に関する具体的な事例を記載することで、応募がしやすくなると思う。

・民間企業で採用を行うときに、グローバルなチャレンジができる等、入社後のことをアピールしている。自分が

どんな仕事ができるのかを示さないと応募が集まらないと考える。例えば子育てがしやすいとか、入庁後の具体的な働き方を示すべきではないか。

⇒採用選考試験のパンフレットでは、実際に活躍している教員がどんな働き方をしているのかを、1年目、10年目の教員、支援学校の教員、管理職等に分けて紹介しており、QRコードで動画も見られるようにしている。また、採用セミナー等で実際に働いている教員とオンラインで意見交換できる場面も設定しており、採用後のイメージがつきやすいようにしている。

・堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則が一部改正され、教育委員会においても規則改正を行い、会計年度任用職員の期末手当支給割合を引き上げることを説明。

(主な意見)

・特になし。

・2月補正予算(令和4年度堺市一般会計補正予算)について

新型コロナウイルス感染症等への対応や通園バスの安全装置の設置等、国の補正予算への対応を主とした市の補正予算の内容を説明。

(主な意見)

・特になし。

・令和5年度当初予算について

令和5年度堺市一般会計当初予算案の重点施策としては、「Ⅰ子育て世代の定住・流入促進」「Ⅱ新型コロナウイルス感染症対策」「Ⅲ堺市基本計画2025の推進」の3本柱を据えていることを説明。そのうえで、教育費の概要の主なものとして、子どもの総合的な学力の向上に向けた取組、オンライン英会話モデル実施校の拡充、安全安心な学級形成として「hyper-QU」の実施、新たな学校マネジメントモデル事業の実施、学校給食の食材費高等支援等を行う旨を説明。

(主な意見)

・hyper-QUのモデル実施について、上手く活用できると、円滑な学級づくりやいじめの初期段階での対応も可能になると思う。教員研修の中でも、子どもたちの関係性を把握することが非常に重要であり、そのことで学校運営が円滑にできるようになることを伝えてほしい。また、調査した結果を現状把握して終わるのではなく、把握した後どうするのが大事である。

⇒令和5年度のモデル実施で活用する仕組みを構築していきたい。教員研修を含めどのように実施するのか、把握したデータをどのように活用するのか等、スキームを作り、令和6年度に繋げていきたい。

・令和5年度堺市立学校園運営における指針について

令和4年度は、多くの不祥事が生じたこと、文部科学省が12年ぶりに生徒指導提要进行を改訂したこと、子ども基本法に子どもの意見表明権が明確に示されたことを大きな出来事として捉えた。このことを受け、令和5年度は、新たな学校のあり方における取組・方向性をふまえた視点、不祥事を二度と起こさないための対応策や信頼回復に向けた取組の視点をふまえ、教育行政及び学校園が生まれ変わるために必要な取組を明確にす

ることをコンセプトに作成した旨を説明。

(主な意見)

- ・内容については賛成である。特に体罰について強い文言で入れたというのはとても大事なことである。
 - ・教員は「子どもが学ぶための最適な方法や形態を考える」とあるが、「考える」のではなく「実践する」という姿勢が必要ではないか。
 - ・第 3 期未来をつくる堺教育プランで計画しているのに計画どおり進んでいない事業は、実施を促して前進するような仕掛けが必要である。
 - ・校長先生に指針を伝えた後が大事である。回覧等で周知するだけでは伝わらないので、指針の内容を教職員の共通認識とし、意識の変容や行動の変容に結びつけるために、校長先生がどうマネジメントしていくかの仕掛けづくりが必要である。
- ⇒PDCA の C のチェックの部分は行っているが、レベルが弱いと感じている。チェックのレベル感については検討していく。

・犯罪予告の記載があった脅迫メールに対する対応について

令和 4 年 5 月に発生した犯罪予告の記載があった脅迫メールへの対応について、今後、同様の事案が発生した際、迅速な対応ができるよう、教育委員会事務局においても、学校園の危機管理マニュアルの改訂をはじめとした対応を行ったことを説明。

(主な意見)

- ・前回、脅迫メールが届いたときに学校毎に対応が違ったと思うが、危機管理マニュアルで示しているのか。
- ⇒脅迫メールが学校に届いた場合は、学校は教育委員会事務局に報告し、教育委員会事務局の指示に従うことにした。

・堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部改正及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例の制定について

堺市いじめ防止等対策推進委員会(以下「委員会」)は、いじめの防止等のための対策に関する事項及び重大事態に関する事項を調査審議することとしている。今般、より一層効率的かつ効果的な運営を行うことにより、いじめの未然防止・早期発見に資する取組を充実させることを目的に、委員会が行う役割・業務から、重大事態調査に関する事項を切り離し、重大事態に関する事項については、新たに設置する「堺市いじめ重大事態調査委員会」において調査審議するための条例改正等を行うことを説明。

(主な意見)

- ・特になし

・第 2 回総合教育会議について

資料(案)を提示し、「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」、「学校における ICT の活用」、「新たな学校のあり方」、「不登校対策」を説明。

(主な意見)

教育委員会にかかる一連の不祥事対応について

- ・特になし

学校における ICT の活用

・ICT の活用状況について、アンケート結果を集計して活用率を算出しているが、システムへのログインやスリープモードの状況を確認することで、データを抽出できないのか。

⇒手法については検討する。

新たな学校のあり方について

・特になし

不登校対策について

・不登校児童生徒数のデータの抽出方法は全国で同じなのか。不登校のデータって何？

⇒不登校の定義として、「特別な事情がなく年間に 30 日以上登校しなかった児童生徒」といった条件があり、抽出方法は全国で統一されている。

・不登校対策については、堺市の現状を正確に把握できるデータに基づいた対応が必要だと思う。

⇒例えば電話相談やライン相談の相談窓口の実績等をふまえ、堺市のデータの分析をしていきたいと思う。

⇒不登校対策として様々な事業を行っているが、今後は各事業の位置づけや関連性を系統立てること、各事業の役割・対象・成果等を整理・精査したうえで、全体の効果性を検証していきたい。